

業務委託仕様書

1 事業名

道路脇支障枝剪定他業務委託（右京区京北細野町岩ヶ谷_府道宮ノ辻神吉線他）

2 業務の目的

京北細野地区の主要な道である府道宮ノ辻神吉線の一部において、沿道から樹木や蔓が迫り出しており、道路を通行する車両に対して支障を来している。別途、市道東光寺線において、沿道から樹木や草本類が迫り出し、道路上の雑草が繁茂しているため、見通しも悪く、安全上に懸念が生じている。このことから、本業務では当該箇所の剪定や除草を行い、車両通行の安全を確保していくものである。

3 履行期間

契約締結の日から令和8年8月31日（月）まで

4 履行場所

右京区京北細野町岩ヶ谷他

5 業務範囲

別紙委託箇所図・対象エリア及び写真を参照

業務委託延長 約570m

工区1（府道宮ノ辻神吉線）：L＝250m（擁壁部） ※写真①、写真②参照

工区2（市道東光寺線）：L＝320m（擁壁部及び一般部） ※写真③、写真④参照

【工区1】



写真①（起点側）



写真②（終点側）

【工区2】



写真③（起点側）



写真④（終点側）

6 業務内容

【工区1】

前項に示した委託箇所写真①と写真②の範囲の剪定を行う。

剪定する範囲は、道路外側線の車道側をラインとした道路側の道路高から4.5mまでの箇所とし（写真⑤）、目視で概ね直径5cm以上の枯枝を確認した場合は、道路高からの高さに関わらず撤去をする。

また、道路側溝部の雑草や実生木について、刈払いし集積のうえ、剪定材と合わせて受託者において処分する。



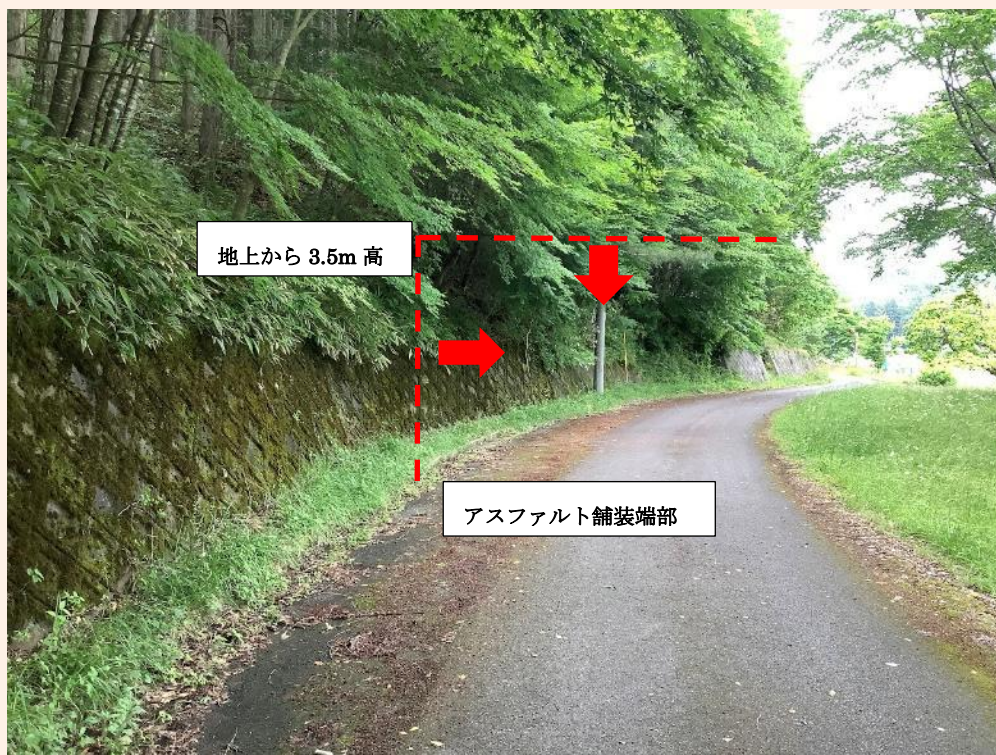
写真⑤

【工区2】

前項に示した委託箇所写真③と写真④の範囲の剪定を行う。剪定する範囲は、アスファルト舗装端部をラインとした道路側の道路高から 3.5m までの箇所とし（写真⑥）、目視で概ね直径 5cm 以上の枯枝を確認した場合は、道路高からの高さに関わらず撤去をする。

除草については、アスファルト舗装端部から東側は幅員 50cm、アスファルト舗装端部から西側は法尻までとし、「擁壁なしのゾーン」では法尻から法長 3 m の範囲内を（写真⑦）、「擁壁ありのゾーン」では擁壁表面部及び擁壁天端部の幅員 50cm を（写真⑧）範囲として行う。ただし、擁壁表面部の法長が 3 m 未満の箇所は、擁壁法長に加えて、擁壁天端部道路側から土羽部分までを合計した延長が 3 m までの範囲の除草を行う。

また、委託箇所の範囲内の照明灯 1 基に蔓が巻き付き、照明灯の光を完全に遮っているため、照明灯及び照明柱に巻き付いている葛を除去する（写真⑨）。



写真⑥



写真⑦



写真⑧



写真⑨

7 見積項目

剪定等作業、交通誘導員、収集運搬費、処分材とそれ以外で生じた処分費、必要に応じて準備費用、経費は必要に応じて任意に計上する。

8 支払条件

業務完了後、履行場所（業務範囲）において適切に業務が履行されていることを本職員と確認のうえ、本業務に係る経費を支払う。

提出する書類

1. 業務完了報告書（様式 19）

https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/cmsfiles/contents/0000190/190817/R0702_11-sekkei-word.doc

2. 請求書

https://www.city.kyoto.lg.jp/kaikei/cmsfiles/contents/0000300/300554/13_lseikyusyo.xls

3. 写真（着手前、完了時、履行時）※データ提出可

着手前及び完了時の写真は定点での撮影として、対比ができるようにする。

※データ提出可

※各提出する資料に記載する業務名称は、本仕様書に示した業務名のとおりとする。

9 特記事項

（費用）

- ・ 作業に要する労務費、交通誘導員、車両運転費、仮設資材費、機械工具類の賃料・損料、消耗品費及び諸経費等の全ての費用は、本業務に含む。
- ・ 業務に伴い発生した廃棄物は適正に処理するものとし、運搬費及び指定した廃材以外の処分費も本業務に含む。

- ・ 作業で生じた剪定材以外に、落下散在したごみは受託者の処分とする。

(安全)

- ・ 作業にあたっては通行車両等の安全に十分配慮し、適切な規制のうえ実施すること。
なお、道路規制に伴う道路使用許可は、受託者において取得すること。取得後の許可書写しを作業前までに提出をする。
- ・ 作業は状況次第で道路規制を伴うことが想定されるため、予告看板や規制帯は第三者に対して明確に示せるよう設置位置など余裕を有して行うこと。
- ・ 事前に法面の形状と路側帯の確認を行い、作業場所の確保に努めたいうで、適切な安全作業を行うこと。
- ・ 作業実施者の安全管理については、受託者の責任において行うこと。
- ・ 作業中の事故をはじめとした問題が生じた場合は、速やかに本市担当職員に連絡すること。また、事故等により、第三者や他の工作物に与えた損害については、受託者の責任において対応すること。

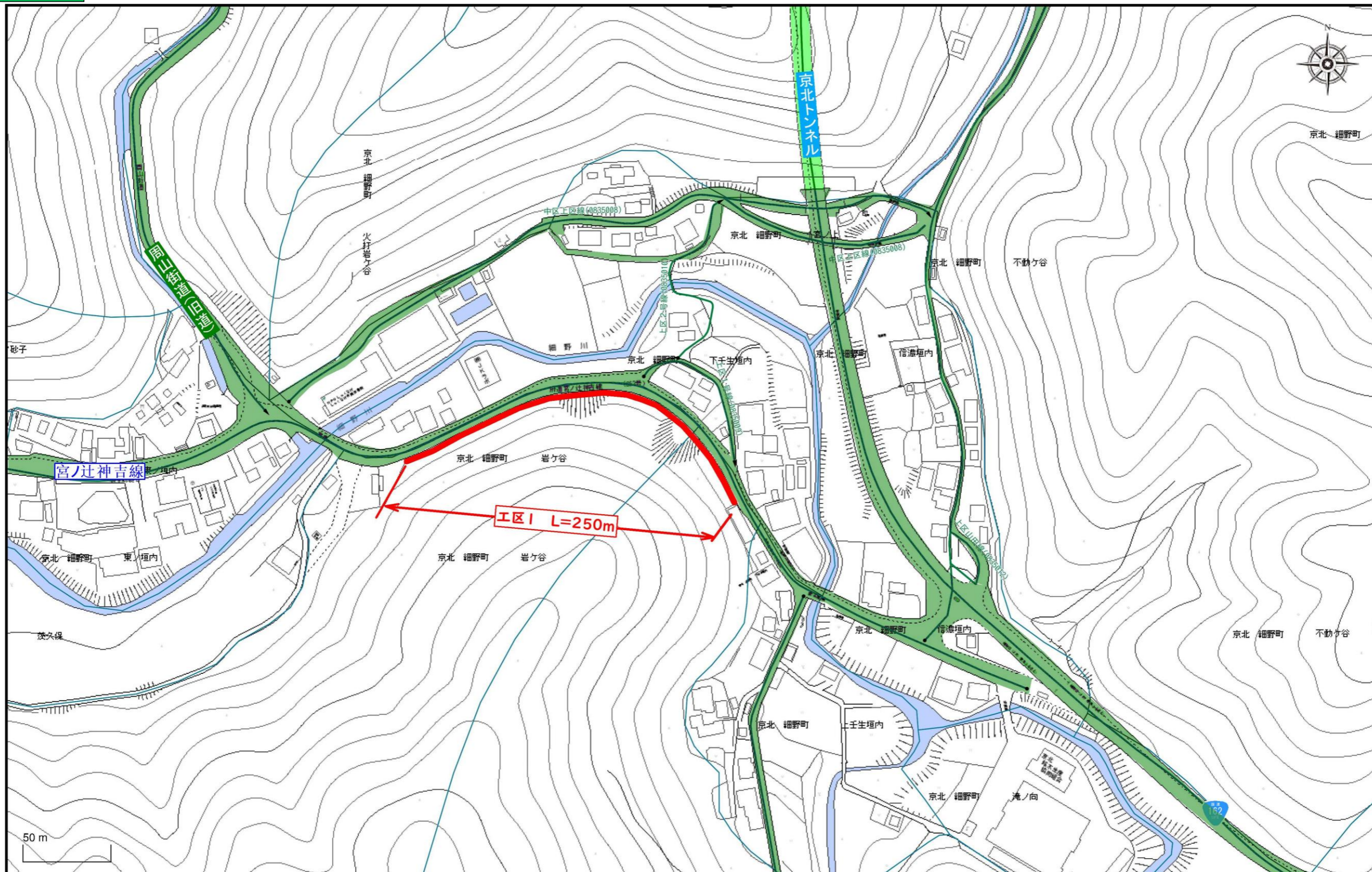
(工程)

- ・ 周辺への周知を行うため、実施予定日が確定した際は1週間前までを目途に受託者から発注者へその旨の報告を行うこと。
- ・ 作業日時の周知は、予告看板を工区始終点に1週間前を目途として設置すること。
- ・ 作業時間は原則として土日祝日を除く平日の午前9時から午後5時の間とする。

(その他)

- ・ 作業で生じた除草材や剪定材は現地に仮置きをせず、除去したその都度搬出をする。
- ・ 本作業完了後、完成書類等を速やかに作成し、直接手渡しを行うか、メール※にて本市担当者に提出すること。(※keihokudoboku@city.kyoto.lg.jp)
- ・ 作業時は可能な限り道路を通行する車両の妨げにならないよう、十分注意し、適切に対処する。
- ・ 山林が近接するエリアのため、クマの出没が想定される。適宜情報を入手し、安全確保に努めること。

工区1 詳細図



工区2 詳細図

